

	質問	回答
	A 総論	
1	国や市の補助金と併用できますか。	国や市町村の補助金(※)との併用は可能です。ただし、各補助金の合計額が総事業費(税抜)を超えない範囲での補助となります。なお、補助金によっては、併用不可の条件が設定されている場合があります。併用される補助金の募集要領等を必ずご確認ください。 (※)国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充当されている補助金は除く。
	B 補助対象者について	
1	「みなし大企業」とはどのような中小企業者のことですか。	以下のいずれかに該当する中小事業者を指します。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
2	本社は府外に立地しているが、工場・事業場は府内に立地している場合、この工場・事業場は補助対象となりますか。	補助対象となります。 なお、申請者の本社が府内に立地しているが、工場・事業場が府外に立地している場合、この工場・事業場は補助対象外となります。
3	「医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方とありますが、従業員とはどのような方が対象となりますか。	補助対象となる工場・事業場だけではなく、法人全体の従業員が対象となります。 従業員とは、正規職員のほか、パートやアルバイト、臨時職員、非常勤職員など、雇用主と雇用契約を締結している方で、派遣労働者は含みません。 財団・社団法人、特別の法律に規定する組合及び連合会の従業員数もこれと同じ考え方です。
4	社会福祉協議会、商店街振興組合、宗教法人、商工会議所・商工会は補助対象となりますか。	常時使用する従業員の数が300名以下であれば補助対象となります。
5	中小事業者とは、公募要領に記載の方以外にどのような方が対象となりますか。	会社法上の会社以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人が対象となります。
6	省エネルギー設備とは、何ですか。	対策計画書に位置付けられた設備であって、現在使用している機器よりもエネルギー使用量、CO2排出量が減少する機器をいいます。 また、生産設備に関しては、生産効率の向上により生産量あたりのエネルギー使用量(CO2排出量)が減少する機器をいいます。
7	リース、オンサイトPPAモデルで申請する場合、脱炭素経営宣言は設備利用者のみでいいですか。	設備利用者に加えて、リース事業者、PPA事業者についても、脱炭素経営宣言の登録が必要です。
8	府内で複数の事業場を所有していますが、各事業場について、別々に申請をすることは可能ですか。	1つにまとめて申請してください。補助対象設備が複数ある場合についても同様です。 なお、補助金額の上限(200万円)は、1法人(リース・PPAを利用する場合は共同申請者)あたりの額となります。
	C 補助対象事業について	
1	補助対象となる設備にはどのようなものがありますか。	対策計画書に位置付けた設備更新等で、補助要件を満たす設備となります。具体的には、コンプレッサー、変圧器、冷凍冷蔵設備、ボイラーのほか、生産設備(工作機械、印刷機等)、太陽光パネルなども含まれます。
2	外壁塗装や蓄電池として導入するEV車、ハイブリット車は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
3	交付決定後に導入する設備のサイズダウンは可能ですか。	原則、設備の機種等の変更は認めていません。やむを得ない場合は、大阪府にご相談ください。
4	省エネを図るための設備の新規導入は補助対象となりますか。	省エネ設備は既存の設備から高効率の設備への更新が補助対象となります。新たな設備の導入は補助対象となりません。
5	太陽光パネルで発電した余剰分を充電することは可能ですか。	充電は不可です。自家消費のみ補助対象となります。
6	太陽光パネル設置後に、Jクレジット制度、グリーン電力証書の登録をすることは可能ですか。	不可です。
7	電力会社が太陽光パネルを購入し、分譲マンションの屋上へ設置したい。一部、分譲マンションへ共用部への電力供給し、余った電力は電力会社で使用したいが、補助対象となりますか。	補助対象外となります。

8	太陽光パネルは地上設置しても良いですか。	地上設置も可能です。 必ず関係法令を確認し、必要な手続きを完了してから設置をしてください。 なお、関係法令の手続きの要否については、関係機関等にお問合せください。
9	材料費は補助対象となりますか。	補助対象外となります。なお、雑材料についても補助対象外ですが、架台設置に係る材料費は補助対象です。
10	太陽光パネルを設置する場合、キュービクルの改造に係る設備費用についても補助対象となりますか。	補助対象外となります。 なお、ケーブル類等の雑材料についても補助対象外ですが、架台設置に係る材料費は補助対象です。
11	ボイラーとコンプレッサーなど、複数の設備を導入してもいいですか。	上限の範囲内であれば、複数の設備を導入することも可能です。
12	対象事業の要件は、エネルギー使用量又はCO2を削減することの「いずれか」の要件を満たせばいいですか。	いずれかの要件を満たすことでよいです。
13	補助金交付決定前に、工事を施工することは可能ですか。	不可です。補助金交付決定前の発注、工事等は補助対象外となります。
14	東京本社が事業者で、堺工場の設備を更新します。補助金申請は、本社、脱炭素経営宣言は、堺工場です。可能ですか。	可能です。
15	飲食店、診療所(クリニック)は補助対象になりますか。	個人事業主も補助対象となります。
16	設備の導入が間に合わなくなった場合、途中で申請を取り消せますか。	やむを得ない事情であれば可能です。
17	4つの設備を更新する場合、設備ごとにエネルギー使用量1%の削減効果が必要ですか。	設備ごとではなく、4つの設備を更新することにより、施設全体の年間使用エネルギーの合計値を年間1%以上削減、又はCO2排出削減量を1トン以上削減する必要があります。
18	交付決定後において、申請した設備よりも能力の高いものに変更することは可能ですか。	原則として、補助対象となる設備の機種・型式等の変更はできませんが、CO2の削減効果が高くなる場合等は認める場合がありますので、大阪府に事前にご相談ください。ただし、補助金の額は交付決定額を上回ることはありません。なお、軽微な変更でなければ、事前に変更承認申請書の提出が必要です。
19	職員用の冷蔵庫も対象となるのですか。	工場・事業場が行う設備更新であり、補助要件を満たしておれば補助対象となります。ただし、小型の冷蔵庫など、可搬式とみなされる場合は補助対象外となる場合があります。
20	今年度に開業したのですが、補助対象となりますか。	開業後1年以上を経過していないため基準年度の設定ができず、対策計画書を提出できないことから補助対象外となります。
21	要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか。	補助金額あたりのCO2排出削減量が多い補助事業が優先して採択されますので、要件を満たしていても、採択されるとは限りません。 また、大阪府がCO2排出削減量等については、計算方法に合理性がないと判断した場合は、修正等を求める場合があります。 なお、大阪府の審査により、補助金の交付決定額については、交付申請額から減額となる場合があります。
22	交付決定後に申請内容を変更する場合はどうすればいいですか。	大阪府にご相談ください。 なお、原則として、補助対象となる設備の機種等の変更はできません。
D 必要書類について		
1	算定根拠資料は、新旧の設備について必要ですか。	必要です。
2	省エネルギー量、CO2排出削減量の算定根拠資料は、一般的に流通しているもの又は自社で作成している計算シートは使用可能ですか。	使用可能です。ただし、大阪府が計算方法に合理性がないと判断した場合は、修正等を求める場合があります。
3	省エネルギー量、CO2排出削減量の算定根拠資料は、どのようなものを用意すればいいですか。	導入する設備のメーカー等に御相談ください。
4	年間のエネルギー使用量やCO2排出量には、自動車の燃料等のエネルギー使用によるものを含まれますか。	含めなくても構いません。
5	図面は簡易なものでもいいですか。	簡易なものでも構いませんが、更新前、更新後の状況がわかるよう作成してください。 なお、審査時に不明な点等があれば書類を追完いただく場合があります。
6	見積書に値引き額がある場合、補助対象外経費に計上してもいいですか。	補助対象外経費から値引きしていることが見積書から読み取れない場合は、補助対象経費に計上してください。

7	大阪府の「事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業」で提案された概算見積書や本見積書は、補助金の応募書類として使用できますか。	使用可能です。ただし、補助金の交付申請後に補助対象経費が増額となった場合、補助金の交付決定額の増額はできませんのでご注意ください。（交付申請時に提出した概算見積書よりも、本見積書や実績報告時の価格の方が高い金額であった場合など。） また、交付申請時から工事内容等に変更が生じる場合は、変更の承認申請が必要な場合がありますので、必ず事前に大阪府にご相談ください。
8	暴力団等審査情報について、どの役職の者を記載すればいいですか。	暴力団審査情報については、役員名簿に記載の方を記入してください。 また、表の住所(所在地)の欄には、事業所の所在地ではなく、ご自宅の住所を記載してください。
9	「営業に必要な許認可証」について、どのような書類を提出すればいいのかわかりたいので、具体的な例をお示しください。	個人事業主の方は、飲食・宿泊旅行・理容等、各種官公署から発行された許認可証の写しを提出してください。 許認可の不要な方は開業届を提出してください。
10	納税証明書は何年度のものが必要ですか。	申告期限が到来している直近の事業年度のものが必要です。発行から3か月以内のものを御用意ください。 なお、いかなる申請者も国税及び府税ともに提出が必要です。
11	府民税等に未納があった場合、補助は受けられないのでしょうか。	未納がある時点では申請することはできません。 未納がある場合は、完納し、納税証明書を取得した上で、補助金申請を行ってください。
12	今年、個人事業主から法人に変更したのですが納税証明書・決算書類がないのですがどうすればよいですか。	事業所所得の記載のある前年度の確定申告書又は前年度の決算報告書及び設立登記簿の写しを提出してください。 なお、納税証明書は、提出していただく必要があります。国税は、管轄の税務署で「その3の3様式」を、府税は管轄の府税事務所で「未納のない証明書」をそれぞれ取得して提出してください。
13	リース会社やPPA事業者はどのような書類が必要ですか。	申請者毎に準備が必要な書類を参考に記載します。 凡例:◇代表申請者(リース会社・PPA事業者) ◆共同申請者(設備利用者) ◇◆ 04-要件確認申立書 05-暴力団等審査情報 11-納税証明書の写し 14-(法人の方)履歴事項全部証明書等の写し ◇ 01-交付申請書 11-通帳の写し 15-(リースを利用する方)リース料金の根拠設定資料等 16-(PPAモデルで申請する方)料金の根拠設定資料等 ◆ 02-事業計画書 03-省エネルギー量、CO2排出削減量の算定根拠資料 06-中小事業者であることを証明できる資料 07-仕様書等 08-図面 09-見積書 12-(賃貸物件で工事を行う方)賃貸借契約書の写し等 16-(個人事業主の方)本人確認書類の写し 17-(個人事業主の方)開業届等の写し
E その他		
1	対策計画書の書き方について、教えてください。	気候変動緩和・適応策推進グループにお問合せください。(電話番号06-6210-9553)